

# 後期高齢者医療保険料のお知らせ

平成28・29年度の保険料率が決定しました。保険料額の詳細は、7月中旬に郵送する「平成28年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

## ●平成28・29年度の保険料率

	平成26・27年度	平成28・29年度
均等割額	56,584円	56,085円
所得割率	11.47%	11.17%

保険料率は、福岡県内の全市町村で均一で、2年ごとに見直されます

## ●保険料の決まり方(計算方法)



公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、総所得金額等が33万円以下となるため所得割額はかかりません。

## ●平成28年度の保険料軽減措置

### ●均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者および世帯主※2の総所得金額の合計額に応じて、均等割額が軽減されます。

平成28年度から、2割・5割軽減の対象者が拡充されます。

同一世帯内の被保険者および世帯主の軽減対象所得金額※3の合計額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下かつ被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割軽減	5,608円
33万円(基礎控除額)以下	8.5割軽減	8,412円
【33万円+26.5万円×被保険者数】以下	5割軽減	28,042円
【33万円+48万円×被保険者数】以下	2割軽減	44,868円

### ●所得割額の軽減

軽減割合	被保険者の総所得金額等
5割軽減	91万円以下※4

### ●被用者保険※5の被扶養者の軽減

均等割額の軽減割合	軽減後の保険料(年額)
9割軽減 (所得割はかかりません)	5,608円

このほか、災害や所得の減少などで保険料の納付が困難な場合は、申請により減免される場合があります。

※1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入ー公的年金等控除」、「給与収入ー給与所得控除」、「事業収入ー必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です

※2 「世帯」とは、平成28年4月1日時点の世帯(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)

※3 「軽減対象所得金額」は、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入ー公的年金等控除ー15万円」となるなど、例外があります

※4 収入が公的年金のみの場合は、211万円以下

※5 「被用者保険」とは、協会けんぽ、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合保険などををさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません

●申請・問合せ先

国保年金課医療・年金係  
(本館1階⑥窓口)  
☎ 72・2111  
内線422

## ●保険料の納付方法

原則、特別徴収(年金天引)です。

年金額などによっては、普通徴収(納付書や口座振替)で納めます。納付方法や納付時期、金額は7月中旬に郵送する通知書をご確認ください。

### ●申請により、特別徴収(年金天引)から、口座振替へ変更できます

口座振替を希望する人は、市役所⑥窓口へ申請してください。

#### ●必要なもの 被保険者証、通帳、通帳の届出印

※口座振替不能が一定期間続くときは、特別徴収に変更する場合がありますので、ご注意ください

## 8月から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証(柿色)の有効期限は、7月31日までです。8月1日から使用できる被保険者証(桃色、有効期限：平成29年7月31日)を、市から**7月下旬**に簡易書留で郵送します。

ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお渡しする場合があります。

8月1日以降に医療機関を受診するときには、新しい被保険者証(桃色)を窓口に提示してください。

### ●被保険者証の自己負担割合をご確認ください

被保険者証に自己負担割合を記載しています。医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は**1割**または**3割**です。



### ●自己負担割合の判定基準について

毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は通常**1割**ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの市県民税課税所得が**145万円以上**である場合は、負担割合が**3割**になります。

ただし、市県民税の課税所得が145万円以上であっても、次のアまたはイに該当する場合は、申請(郵送も可)すれば負担割合が1割になります。

- ア. 同じ世帯に被保険者が複数いる場合…同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
- イ. 同じ世帯に被保険者が一人の場合……①本人の収入が383万円未満  
    (①または②のいずれかに該当)                  ②本人と、同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

## 後期高齢者医療(非課税世帯)の 限度額適用・標準負担額減額認定証も8月に更新です！

現在使用中の減額認定証の有効期限は、平成28年7月31日です。

減額認定証をすでに持っている人で、平成28年度の市県民税が非課税世帯の人には、8月1日からの新しい減額認定証を7月下旬に郵送します。

減額認定証を持っていない人で、新たに交付を希望する場合は、申請が必要です。市役所⑥窓口で申請してください。

#### ●必要なもの 被保険者証、マイナンバーがわかるもの、印鑑(代理申請の場合)